

社会福祉法人西脇市社会福祉協議会会長の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人西脇市社会福祉協議会の定款第25条の規定に基づき、会長の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 会長の報酬は、その勤務実態に即し、月額50,000円を支給する。

2 会長が、本会の職務として旅行したときは、前項に定めるもののほか、西脇市社会福祉協議会職員等の旅費に関する規程に準じ、費用弁償として旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第3条 会長に対する報酬等の支給時期は、次の各号による区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、支給日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）の場合は、その前日に順次繰り上げて支給する。

(2) 旅費については、その都度支給する。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。